

大 第 4 4 1 号
令和 3 年 8 月 1 1 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

改正大気汚染防止法に係る周知資料について (送付)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法の改正により、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策が強化されており、事前調査結果の報告制度が令和 4 年 4 月 1 日から、資格者等による事前調査の実施の義務付けが令和 5 年 1 0 月 1 日から開始されます。

この度、環境省が改正内容の周知のために作成したチラシを送付致しますので、貴職においても貴団体会員への配布により周知に御協力くださいますようお願い致します。

なお、チラシの電子データは環境省ホームページに掲載されております。また、改正大気汚染防止法の詳細については、当課のホームページも御確認ください。

- ・ 環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

- ・ 千葉県庁大気保全課ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>

(担当)

千葉県環境生活部大気保全課 大気規制班

TEL : 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 0 4

FAX : 0 4 3 - 2 2 4 - 0 9 4 9

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp